令和6年度　宮崎市依存症関連問題改善活動支援事業　補助金

【募集要項】

宮崎市では、アルコール関連問題、薬物依存症及びギャンブル依存症等を抱える当事者とその家族が、健康的な生活を営むことができるよう、依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動に対して補助金を交付します。

1. 募集期間

令和6年4月1日（月）～

1. 補助対象期間

令和6年４月1日（月）～令和7年3月21日（金）に実施される事業

1. 補助事業の対象となる団体

活動拠点（団体活動の対象エリア）が宮崎市内にあり、宮崎市の依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体とし、本事業による１団体あたりの補助上限額は60万円です。

※本補助金における民間団体は、法人格を有するかを問わず、当事者により構成される自助グループや支援者のグループも含みます。（構成員がおおむね５名以上）ただし、単一家族で構成される団体や、新規参加者の受入れをしていない団体は対象外となります。

1. 補助事業の内容

アルコール関連問題、薬物依存症、ギャンブル等依存症について、主に宮崎市民を対象とした以下の事業。

【活動事業】

（１）情報提供

依存症関連問題を抱える者やその家族に対する、問題の解決に向けた情報

提供活動。

例）悩みの解決を目的としたパンフレットやリーフレットの作成、配布等。

（２）普及啓発活動

依存症関連問題に関する普及啓発活動。

例）理解促進のための、講師を招いてのシンポジウム開催、刊行物発行等。

（３）相談活動

依存症関連問題の相談活動。

例）会場を借り上げての専門職員や回復者による相談会、面談会等。

●補助に関する項目、事業の補助上限額表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象  活動事業 | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 |
| 情報提供 | 20万円 | 20万円 | 20万円 |
| 普及啓発 | 20万円 | 20万円 | 20万円 |
| 相談活動 | 20万円 | 20万円 | 20万円 |
| 1団体あたり補助上限額 60万円 | | | |

1. 対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | （例） |
| 報償費（謝金） | 外部講師に対しての謝金、出演料 |
| 旅費 | 外部講師招聘にかかる交通費、旅費 |
| 需用費（消耗品費） | 補助対象事業実施に伴う、事務消耗品  既製パンフレット購入費等 |
| 印刷製本費 | パンフレット・リーフレット等の印刷費 |
| 役務費  (通信運搬費、手数料、保険料) | 補助対象事業に伴う通信費、保険料、各種手数料 |
| 委託料 | 刊行物の作成（デザイン、印刷）の委託  シンポジウム・イベント等開催に伴う、WEB配信の外部委託費用 |
| 使用料及び賃借料 | イベント等開催に伴う会場費 |

※上記経費項目および、補助事業項目として合致するかどうかは必ず事前に確認を行うよう、お願いします。

1. 申請に必要な書類

以下の書類を準備のうえ、申請をお願いします。

・実施計画書（様式第１号、様式第１号別紙１）

・収支予算書（様式第２号）

・団体構成・役員等名簿（様式第３号）

・その他、団体・事業内容が分かる資料等

1. 審査

宮崎市障がい福祉課が、申請により提出のあった書類等の審査を行います。

※団体・事業に関する質問や追加の資料提出をお願いすることがあります。

1. 結果通知、補助額の決定

予算の範囲内で、補助の可否、補助額の決定通知を書面にて行います。

1. 補助金の請求（概算払）

　決定通知に基づき、補助金を概算額にて交付（支払い）します。

　・請求書

　・相手方登録申出書･･･宮崎市に相手方登録が無い場合必要

（宮崎市財務規則に規定する書類の様式に関する要綱様式第45号）

1. 補助事業の実施、完了

実施計画書に沿って補助対象期間内に実施し、期限までの完了をお願いします。（決定日以前の活動等に要した経費は、補助の対象となりません）

※事業経費の根拠（領収書等）整理、写真等の記録をお願いします。

1. 実績報告

事業完了から30日以内に実績報告を行ってください。

必要に応じて、実施内容等の確認等を行います。

※事業経費根拠、資料および写真等の添付、提出をお願いします。

1. 補助額の確定

実績報告に基づく補助額の確定を行います。

（概算払額を補助確定額が下回る場合は返納が必要となります。）

ご不明な点がある際は下記、問い合わせ先までご連絡下さい。

《問い合わせ先》

宮崎市　福祉部　障がい福祉課　生活支援係

〒880-8505　宮崎市橘通西一丁目１番１号

電話0985-21-1772

Email:10syogai@city.miyazaki.miyazaki.jp